

## 入学等に関する規約

甲；入学のお申し込み等を乙に対し行う方又は入学手続きを終えた方等

乙；Kailua International School（運営会社は株式会社カイルアです。株式会社カイルア事務局；千葉県船橋市前原西2-15-16 SAKAIビル）

### 第1条（生徒資格等）

1 生徒資格は、次の要件をすべて満たした上で、乙の承認を受けた方に与えられ、有償又は無償を問わず、生徒資格の譲渡はできません。なお、乙は、クラスの状況及びその他の事情を総合的に勘案して、甲からの入学申し込みを断ること（その場合、乙は、その理由を甲に対し説明する法的義務はありませんので、ご了解ください。）ができます。

（1）入学時に、甲が日本在住であること。

（2）甲の健康状態が、心身ともに良好であること。

（3）甲及び甲の保護者ともに反社会的集団の構成員としての経歴を有さず、かつ、社会的品位を有すること。

2 生徒資格は、特段の事情がない限り、プログラムの終了又は進級等に関係なく、自動的に更新されます。

3 乙は、Kailua International School 内において、甲の安全を預った形で、乙が目指す教育を実現することを目的とします。なお、乙は、甲及び甲の保護者に関する個人情報については、円滑な教育の実施等のためにのみ利用し、個人情報保護法等に基づく開示等以外の開示その他を第三者に対し行うことはありません。

### 第2条（入学金等）

1 入学時までには、次の事項を済ませておく必要があります。なお、入学金その他お支払いに必要な振り込み手数料等については、甲又は甲の保護者をご負担ください。また、入学金については、理由のいかんを問わず返還することはありませんので、ご了解ください。

（1）入学金の支払い。

（2）入学に際し必要な書類等の提出。

（3）その他乙が別に定める手続き。

2 入学後に、甲又は甲の保護者の連絡先等（甲及び甲の保護者それぞれの住所、固定電話番号、FAX番号、携帯電話番号、緊急連絡用電子メールアドレス、所属学校、勤務先及び勤務内容等のこと）に変更があった場合

には、直ちに、乙に対し書面でご報告（以下「本報告」といいます。）ください。

### 第3条（月謝等）

#### 1 月謝等

（1）月謝，施設維持費及び教材費等はそれぞれのコース等によって異なりますので，乙が別に交付する資料等に基づきお支払いを行ってください。お支払いがない場合には，受講等ができなくなります。

（2）お支払いは，個別請求又は乙が別に定める場合を除いて，翌月分の月謝等を引き落とす口座振り替え（甲名義でのお振り替え用口座をご作成ください。）方式です。なお，自動引き落としは，毎月27日を予定（27日に引き落としができない場合には，翌月5日に再度の引き落とし手続きが行われます。翌月5日の再度の引き落とし手続きでも引き落としができない場合には，個別請求になりますので，ご了解ください。）しております。

#### 2 個別請求

乙が個別請求を行った場合には，甲又は甲の保護者は，現金を当日支払う方法又は口座送金の手続きを期日までに済ませる方法で，お支払いを行ってください。

#### 3 追加料金及び延長料金

追加料金又は延長料金が発生した場合には，甲又は甲の保護者は，現金を当日支払う方法又は口座送金の方法で，当日中にお支払いを行ってください。

#### 4 交通費等

甲の通学に関する交通費及び登下校の際の送迎等にかかった費用その他は，甲及び甲の保護者の負担となりますので，ご了解ください。

#### 5 月謝，施設維持費及び教材費等の返還その他

お支払いいただいた月謝，施設維持費及び教材費等の返還その他は，次のとおりとします。

（1）月謝については，前月15日までに退学手続き等が終了している場合に限り，当月1日以降分の月謝の返還をいたします。

（2）施設維持費等は原則として返還をいたしません，学期開始前に退学等をされた場合には，必要経費等を控除した残額を返還する場合があります。

（3）教材費の返還はありません。

（4）返還方法その他については，甲，甲の保護者及び乙が別途協議して定めます。

#### 6 お振り込み先

お振り込み先は、次に記載する郵便局口座又は乙が別途指定する口座となっています。期限を厳守の上、振り込み名義人は、必ず甲の氏名（ただし、甲が未成年者の場合には、甲の法定代理人名義の送金でもかまいませんので、予め、お知らせください。）にしてください。

〔お振り込み先郵便局口座〕

記号；10510，番号；43064831，口座名義人；株式会社カイルア

#### 第4条（開校日等）

##### 1

###### 開校日

開校日は月曜日から土曜日であり、時間帯は次のとおりとします。各プログラムの時間帯は、各自ご確認ください。ただし、今後、開校日及びプログラムの内容等が変更される場合がありますので、ご了解ください。

(1) 月曜日から金曜日；9時00分から14時00分（時間外は、8時00分から18時00分です。）

(2) 土曜日；9時30分から14時00分（時間外は、8時00分からです。）

原則として土曜日の延長保育はありません。

##### 2 休校日

日曜日、祝祭日、年末年始及びスクールカレンダー等で定める日を休校日（ビル及び各種システムのメンテナンス等に基づくやむを得ない事情により休校となる場合がありますので、ご了解ください。）とします。なお、交通機関のストライキ、テロ及び天災（地震、台風及び大雪等を想定しています。）等が発生した、又は発生すると予想される際には、乙の判断により臨時休校する場合があります、その場合には、振り替え授業は行われませんので、ご了解ください。

##### 3 スペシャルイベント

週末等に、スペシャルイベントその他を開催することがありますので、ご参加ください。

学校種別によっては欠席扱いとなる場合がございますので、ご注意ください。

#### 第5条（登下校等）

##### 1 登下校

(1) 甲及び甲の保護者等は、登下校の時間その他定められた時間を厳守してください。なお、甲の体調が病気等により不良の場合には、甲は登校することができません。また、登下校等の際に送迎等が必要な場合には、甲の保

護者が責任をもって送迎等をするようにしてください。

(2) 甲、甲の保護者又は甲の家族等（甲と同居している者すべてを含みます。）が伝染病に感染している、又は伝染病に感染しているおそれがある場合には、甲は登校することができません。甲、甲の保護者又は甲の家族等（甲と同居している者すべてを含みます。）が伝染病に感染した場合には、伝染病に感染された方の治癒証明書及びその他乙が定める書類等をご提出された後に、甲の登校が可能になります。

(3) 登下校等に関するその他の注意事項は、別に交付される資料等をご確認ください。

## 2 受講

(1) 受講の際、甲及び甲の保護者は、指導者及びスタッフの指示及び注意に従うものとし、甲及び甲の保護者自身の安全のみならず、周囲の安全にも十分注意して、責任をもって行動するよう心がけてください。

(2) 受講等に関するその他の注意事項は、別に交付をされる資料等をご確認ください。

## 3 欠席

(1) 甲がプログラム等を欠席する場合には、当日の8時00分までに、乙に対しご連絡ください。なお、この場合、振り替え授業の実施はありません。

(2) 甲が長期欠席する場合には、休学手続きをとるものとします。

(3) 振り替え授業が行われない場合であっても、定員等に達しない限り、乙の判断により、甲が追加料金等を支払った場合には、甲が振り替え授業に参加できる場合がありますので、適宜、お問い合わせください。

## 4 プログラムの変更

甲がプログラムの変更を希望する場合には、乙に対して、前月の15日までに変更届けを提出してください。その場合、一度退学をした後に再度入学手続きをとることで、プログラムの変更が可能（この場合には、再度の入学金のお支払いは原則として退学した月より6か月間不要ですが、プログラム変更その他学校種別が変わる場合には、再度の入学金のお支払いが必要ですので、ご了解ください。）になります。

## 第6条（休学等）

休学等に関する取り扱いは、次のとおりです。

1 休学をする、又は復学をする場合には、甲は前月の15日までに、乙に対し休学届け又は復学届けをご提出ください。

2 休学中の期間は、毎月、月謝の50パーセントをお支払いください。

3 月の途中から休学をする、又は月の途中から復学をする場合には、その月の月謝の全額をお支払いください。

## 第7条（自主退学等）

甲が自主退学を希望する場合には、原則として、前月の15日までに乙が指定する書式に基づく退学届けを乙に対し提出する方法で退学手続きをとるものとし、未納金がある場合には、退学手続き完了時までにはすべての未納金のお支払いを行ってください。前月の15日までに乙が指定する書式に基づく退学届けを甲が乙に対し提出しない場合には、甲は当月分の月謝及び諸費用等を、乙に対し支払うものとします。

## 第8条（生徒資格の取り消し等）

### 1 生徒資格の取り消し

次の事態が発生した場合、乙は甲の生徒資格を取り消し、甲を退学させることができます。

- (1) 甲又は甲の保護者が本規約又はその他規則に違反した場合。
- (2) 甲又は甲の保護者が入学手続き等において、虚偽の申告をした場合（本報告において、虚偽の報告がなされた場合を含みます。）。
- (3) 甲又は甲の保護者が入学後において、本規約で定める生徒資格要件を喪失した場合。
- (4) 甲又は甲の保護者が欠席の連絡等をせず、30日以上連続して欠席（欠席をした日数が30日以上であることを指すのではなく、最初の欠席日を初日として30日以上経過したことを指していますので、ご注意ください。）した場合。
- (5) 甲が180日以上連続して欠席（欠席をした日数が180日以上であることを指すのではなく、最初の欠席日を初日として180日以上経過したことを指していますので、ご注意ください。）した場合。
- (6) 甲又は甲の保護者の心身いずれかに重大な問題が生じ、クラス等への参加に支障をきたすおそれがある場合。
- (7) 甲又は甲の保護者に本規約違反行動又は注意義務違反行動があり、これに対し乙が改善指導を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合。
- (8) 甲又は甲の保護者が、乙の名誉又は信用を傷つけた場合。
- (9) 甲又は甲の保護者が、授業の秩序等を乱した場合。
- (10) 甲又は甲の保護者が、乙に対し通常の範囲を超える業務内容又は業務量を求めた場合。
- (11) 甲の保護者が甲に対し著しい体罰を加える、又は甲に対する育児を放棄している等により、甲に対する虐待が行われていると認められる場合。
- (12) 月謝の2か月分相当額以上の滞納があり、乙が甲の生徒資格の取り消しを相当であると判断した場合。
- (13) 甲又は甲の保護者に、生徒又は保護者としての品位を損なう行為があった場合。

(14) 甲及び乙間の信頼関係又は甲の保護者及び乙間の信頼関係いずれかが破壊されたと乙が認める場合。

(15) その他生徒資格の取り消しを相当とする行為が甲又は甲の保護者にあった場合。

(16) 甲又は甲の保護者が破産した場合、又はこれに準じる事態が発生した場合（ただし、退学が相当でないと乙が認める場合を除きます。）。

2 自主退学又は生徒資格の取り消しに基づく退学いずれの場合でも、退学後再入学するには、入学金の再度のお支払いが必要（同じ学校種別であっても、入学金の再度のお支払いが必要です。）ですので、ご了解ください。

## 第9条（緊急時の対応等）

### 1 緊急時の対応

甲が受講等している際に、甲が急な発熱又は怪我等をした場合には、乙は甲の保護者等の緊急連絡先に連絡をし、具体的な指示を仰ぐものといたします。ただし、早急な対応が必要と乙が判断した場合には、甲の保護者等に連絡をする前に、甲を病院その他へ搬送等する場合（この場合、治療及び搬送等にかかった費用は、甲及び甲の保護者がすべて負担することになりますので、ご了解ください。）があります。

### 2 虐待

甲の保護者その他の者が甲に対し著しい体罰を加える、ないし甲に対する育児を放棄している等により、甲に対する虐待が行われていると認められる場合には、乙は速やかに警察等関係各機関に対し通報をいたします。

### 3 病院等

#### (1) 小児科

乙が甲を病院へ搬送する場合、搬送先小児科は原則として深沢医院（所在地；千葉県船橋市前原西2-8-3，TEL；047-472-3069）とします。なお、他の病院等も、随時、乙の判断で利用する場合がありますので、ご了解ください。

#### (2) 避難先

災害時の避難場所は前原西公園（所在地；千葉県船橋市前原西2-39）、広域避難場所は船橋市立前原小学校（所在地；千葉県船橋市前原西2-28-1，TEL；047-472-2156）としますので、現地を各自直接ご確認ください。なお、他の避難場所等も、乙の判断で利用することがありますので、ご了解ください。

## 第10条（写真撮影等）

### 1 写真撮影等

乙は受講中に撮影をした甲の写真及び映像物等を、乙の宣伝及び広告等に使用することができます。甲及び甲の保護者等が写真撮影等を希望しない場合には、予め、乙及びプログラムの担当者に対して、当該プログラム開始前に申告を行ってください。なお、申告を行わなかった場合のトラブルについては、乙は何ら責任を負いません。

### 2 各種連絡事項その他

甲及び甲の保護者は、本規約、別に交付される資料等及び乙からの各種連絡事項その他（書類によるものだけでなく、電話及び電子メール等によるものも含まれます。）を、自らの責任で必ず確認するようにしてください。

## 第11条（賠償等）

1 甲が事故に巻き込まれた場合、又は甲が怪我をした等の場合には、賠償責任保険範囲内で補償されます。なお、保険範囲を超えた場合、乙は一切の金銭的な負担をいたしませんので、ご了解ください。

2 賠償責任保険で補償される金額は、現時点では、次のとおりです。なお、日数制限その他は、保険の約款等に従う形になりますので、ご了解ください。

（1）死亡・後遺障害；最高限度額金500万円

（2）入金保険金日額；金2千円

（3）通院保険金日額；金1千円

3 甲及び甲の保護者等の衣類、小物及びその他持ち物の紛失及び毀損等については、乙は一切の責任を負いませんので、各自で管理してください。

4 甲又は甲の保護者等が乙の指導者、スタッフ及び施設等に損害を与えた場合には、損害を与えた者のみならず、損害を与えた者の保護者等がすべての損害につき連帯して賠償責任を負いますので、ご了解ください。

## 第12条（本規約の変更等）

乙は、適宜、本規約の変更、追加及び削除等ができます。なお、本規約の変更、追加及び削除等の効力は、甲及び甲の保護者いずれにも及びますので、ご了解ください。